

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定に基づき、平成28年度において  
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり  
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
				A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	71,385,427
近江八幡市	49,052,234
草津市	80,041,704
守山市	52,399,328
栗東市	50,148,696
甲賀市	58,112,470
野洲市	49,167,650
湖南市	48,302,023
東近江市	88,640,272
日野町	13,619,209
竜王町	16,216,091
計	577,085,104

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	158,239,105

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	167,679,759
長浜市	186,515,017
東近江市	29,248,249
米原市	51,605,550
愛荘町	40,171,680
豊郷町	10,923,430
甲良町	12,148,488
多賀町	12,148,488
計	510,440,661

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	3,778,674
栗東市	3,446,326
計	7,225,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	166,966,297

○湖南中部処理区(山寺川流域)

市町名	負担金額(円)
草津市	2,370,250

**4処理区合計 1,422,326,417 円**

3. 根拠法

下水道法  
(市町村の負担金)  
第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を  
管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、  
その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用  
の全部又は一部を負担させることができる。  
2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見  
を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(琵琶湖環境部下水道課)

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成28年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)		
	既決額	増減額	計
大津市	270,490,030	△ 40,865,498	229,624,532
彦根市	198,829,047	△ 31,149,288	167,679,759
長浜市	221,163,269	△ 34,648,252	186,515,017
近江八幡市	69,533,338	△ 20,481,104	49,052,234
草津市	117,212,048	△ 34,800,094	82,411,954
守山市	82,877,393	△ 26,699,391	56,178,002
栗東市	78,930,685	△ 25,335,663	53,595,022
甲賀市	82,376,554	△ 24,264,084	58,112,470
野洲市	69,696,946	△ 20,529,296	49,167,650
湖南市	68,469,887	△ 20,167,864	48,302,023
高島市	200,428,530	△ 33,462,233	166,966,297
東近江市	160,332,428	△ 42,443,907	117,888,521
米原市	61,192,135	△ 9,586,585	51,605,550
日野町	19,305,726	△ 5,686,517	13,619,209
竜王町	22,986,903	△ 6,770,812	16,216,091
愛荘町	47,634,234	△ 7,462,554	40,171,680
豊郷町	12,952,638	△ 2,029,208	10,923,430
甲良町	14,405,271	△ 2,256,783	12,148,488
多賀町	14,405,271	△ 2,256,783	12,148,488
計	1,813,222,333	△ 390,895,916	1,422,326,417

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。